附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十一年度の国庫債務負担行為に係る特定防衛調達についての特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法第三条第一項の規定の適用については、同項中「前条に規定する会計年度の予算について財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十八条の閣議決定があったときは、遅滞なく」とあるのは、「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十号）の施行後遅滞なく」とする。

防衛大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　安倍　晋三

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十一号

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二〇〇八・九九号中「

(c)	第一二一二・二一号の物品のもの	
	イ　しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの	二八％
	ロ　その他のもの	三〇％
(d)	その他のもの	二八％

」に、「

(c)	その他のもの	二〇％

」を「

(d)	その他のもの	二五％
		二〇％

」に改める。

別表第二九〇七・一五号中「四・六％」を「無税」に改める。

別表第二九二〇・九〇号を次のように改める。

二九二〇・九〇	その他のもの	
	一　炭酸エステル及びその誘導体	
	(一)　炭酸ビニレン、炭酸フルオロエチレン、炭酸エチルメチル、炭酸プロピレン及び炭酸ジエチル	無税
	(二)　その他のもの	四・六％
	二　その他のもの	四・六％

別表第二九二一・二二号中「四・六％」を「無税」に改める。

別表第二九三二・二〇号中「

	三　クリスタルバイオレットラクトン	
	四　その他のもの	四・六％

」を「

	三　その他のもの	無税
	四　その他のもの	四・六％

」に改める。

別表第三九〇七・九九号を次のように改める。

三九〇七・九九	その他のもの	
	一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	(一)　ポリトリメチレンテレフタレート	無税
	(二)　その他のもの	四・六％
	二　その他のもの	四・六％

（関税暫定措置法の一部改正）

第二条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成三十一年度まで」を「平成三十一年度まで」に、「告示する数量（以下」を「官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下」に、「物品のうち」を「物品について、」に改め、同項ただし書中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「第二十四条8(b)」を「（次項第五号及び第七条の六第四項第二号において「一般協定」という。）第二十四条8(b)」に、「との間」を「（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間」に改め、「（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）」を削り、「」を同表の各項」を「第八項において同じ。）を当該各項」に、「告示する」を「告示等をする」に改め、同条第二項第五号中「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（第七条の六第四項第二号において「一般協定」という。）」を「一般協定」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量（経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第一号において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（同号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を合計した数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第七条の三第八項中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「輸入数量）を」を「輸入数量）について」に、「発動日を」を「発動日について」に、「官報で告示する」を「告示等をする」に改める。

第七条の四第一項中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「告示する」を「告示等をする」に、「及び別表第一の七」を「及び同表」に改める。

第七条の五第一項中「平成三十年度まで」を「平成三十一年度まで」に改め、同項各号中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「告示する」を「告示等をする」に改め、同条第三項中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「」を「」について」に、「発動日を」を「発動日について」に、「官報で告示する」を「告示等をする」に改める。